

近年、大学院生に対する教育能力開発の取り組みであるプレFDの重要性が高まっている。2019年8月の大学院設置基準の一部改正では、プレFDの実施または情報提供が努力義務化された。それから4年が経過する中で、各大学でプレFDの導入と拡大に関する検討がなされている。

初等中等教育には教員の免許状や教職課程の制度が存在する一方で、高等教育ではそれに当たる制度が十分に整備されていないのはなぜなのか。大学教員として必要な能力はいつどのように養われるべきなのか。そうした問題意識から筆者は、大学院での研究テーマとしてプレFDに関する検討を進めている。

所属先である東京大学では、2013年度から東京大学フューチャーフアカルティプログラムがプレFDとして開講されている。本プログラムは、国内最多となる年間約1000人が受講し、過去10年間で延べ954人の修了生を輩出している。

「プレFDの努力義務化」は、各大学院におけるプレFDの普及を促す法的根拠となった。具体的には第42条の2において、プレFDは「博士後期課程の学生が修了後自らが必要とする学識を授受するための機会」として定められた(文部科学省2019)。

ここで重要となるのは、本条文で想定されているプレFDの対象は、必ずしも大学教員を志す学生のみに限らないということである。省令改正における参照資料とされている「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿(審議まとめ)」では、博士後期課程の学生を対象とした背景として、「大学院において高度な学問を修める者は、修了後に直ちに大学教員とならない場合であって



東京大学大学院 瀬崎颯斗

置基準の一部改正による「プレFDの努力義務化」は、各大学院におけるプレFDの普及を促す法的根拠となった。具体的には第42条の2において、プレFDは「博士後期課程の学生が修了後自らが必要とする学識を授受するための機会」として定められた(文部科学省2019)。

このように、プレFDは、大学院生の教育能力開発の機会として、近年注目を集めている。プレFDは、単なる知識の伝達ではなく、実践的な教育経験の機会を提供する点に特徴がある。また、プレFDは、大学院生自身の学問的成長にも貢献している。

プレFDの多面的な効果と可能性

米国スタンフォード大学への訪問調査から

米「が指す内容は、大学教員としての教育活動に留まらない幅広い機会が想定されていることがわかる。そして、プレFDの対象となるのは「博士後期課程の学生全体」であり、修了後に民間企業・官公庁・NPO等の高等教育機関以外に勤める学生も想定されている。

これらの改正は、先の中央教育審議会(2019)での「教育能力を身に付ける観点は、単なる教員の補助ではなく、授業や教育内容の企画等を経験させることも一つの取組事例となり得る」との指摘が反映されている。

また、海外での研究蓄積から推察されるように、大学院生の教育経験がプレFDに秘められて

いる可能性は、単に大学教員としての教育能力向上のみに留まらない。これらの知見を踏まえて各大学の担当者が、プレFDを研究やキャリア等へ伝えられている。研究能力やキャリアなど、今まで以上に大学の期待を寄せられている。

「プレFDの努力義務化を振り返る」 前述の通り、大学院設置基準の一部改正による「プレFDの努力義務化」は、各大学院におけるプレFDの普及を促す法的根拠となった。具体的には第42条の2において、プレFDは「博士後期課程の学生が修了後自らが必要とする学識を授受するための機会」として定められた(文部科学省2019)。

ここで重要となるのは、本条文で想定されているプレFDの対象は、必ずしも大学教員を志す学生のみに限らないということである。省令改正における参照資料とされている「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿(審議まとめ)」では、博士後期課程の学生を対象とした背景として、「大学院において高度な学問を修める者は、修了後に直ちに大学教員とならない場合であって

さらに本改正の留意事項では、プレFDの具体的な内容は、大学教員としての教育活動に留まらない幅広い機会が想定されていることがわかる。そして、プレFDの対象となるのは「博士後期課程の学生全体」であり、修了後に民間企業・官公庁・NPO等の高等教育機関以外に勤める学生も想定されている。

また、海外での研究蓄積から推察されるように、大学院生の教育経験がプレFDに秘められて

いる可能性は、単に大学教員としての教育能力向上のみに留まらない。これらの知見を踏まえて各大学の担当者が、プレFDを研究やキャリア等へ伝えられている。研究能力やキャリアなど、今まで以上に大学の期待を寄せられている。

「プレFDの努力義務化を振り返る」 前述の通り、大学院設置基準の一部改正による「プレFDの努力義務化」は、各大学院におけるプレFDの普及を促す法的根拠となった。具体的には第42条の2において、プレFDは「博士後期課程の学生が修了後自らが必要とする学識を授受するための機会」として定められた(文部科学省2019)。

ここで重要となるのは、本条文で想定されているプレFDの対象は、必ずしも大学教員を志す学生のみに限らないということである。省令改正における参照資料とされている「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿(審議まとめ)」では、博士後期課程の学生を対象とした背景として、「大学院において高度な学問を修める者は、修了後に直ちに大学教員とならない場合であって

さらに本改正の留意事項では、プレFDの具体的な内容は、大学教員としての教育活動に留まらない幅広い機会が想定されていることがわかる。そして、プレFDの対象となるのは「博士後期課程の学生全体」であり、修了後に民間企業・官公庁・NPO等の高等教育機関以外に勤める学生も想定されている。

また、海外での研究蓄積から推察されるように、大学院生の教育経験がプレFDに秘められて

「プレFDの努力義務化を振り返る」 前述の通り、大学院設置基準の一部改正による「プレFDの努力義務化」は、各大学院におけるプレFDの普及を促す法的根拠となった。具体的には第42条の2において、プレFDは「博士後期課程の学生が修了後自らが必要とする学識を授受するための機会」として定められた(文部科学省2019)。

ここで重要となるのは、本条文で想定されているプレFDの対象は、必ずしも大学教員を志す学生のみに限らないということである。省令改正における参照資料とされている「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿(審議まとめ)」では、博士後期課程の学生を対象とした背景として、「大学院において高度な学問を修める者は、修了後に直ちに大学教員とならない場合であって

また、海外での研究蓄積から推察されるように、大学院生の教育経験がプレFDに秘められて

いる可能性は、単に大学教員としての教育能力向上のみに留まらない。これらの知見を踏まえて各大学の担当者が、プレFDを研究やキャリア等へ伝えられている。研究能力やキャリアなど、今まで以上に大学の期待を寄せられている。

「プレFDの努力義務化を振り返る」 前述の通り、大学院設置基準の一部改正による「プレFDの努力義務化」は、各大学院におけるプレFDの普及を促す法的根拠となった。具体的には第42条の2において、プレFDは「博士後期課程の学生が修了後自らが必要とする学識を授受するための機会」として定められた(文部科学省2019)。

ここで重要となるのは、本条文で想定されているプレFDの対象は、必ずしも大学教員を志す学生のみに限らないということである。省令改正における参照資料とされている「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿(審議まとめ)」では、博士後期課程の学生を対象とした背景として、「大学院において高度な学問を修める者は、修了後に直ちに大学教員とならない場合であって

さらに本改正の留意事項では、プレFDの具体的な内容は、大学教員としての教育活動に留まらない幅広い機会が想定されていることがわかる。そして、プレFDの対象となるのは「博士後期課程の学生全体」であり、修了後に民間企業・官公庁・NPO等の高等教育機関以外に勤める学生も想定されている。

また、海外での研究蓄積から推察されるように、大学院生の教育経験がプレFDに秘められて

「プレFDの努力義務化を振り返る」 前述の通り、大学院設置基準の一部改正による「プレFDの努力義務化」は、各大学院におけるプレFDの普及を促す法的根拠となった。具体的には第42条の2において、プレFDは「博士後期課程の学生が修了後自らが必要とする学識を授受するための機会」として定められた(文部科学省2019)。

ここで重要となるのは、本条文で想定されているプレFDの対象は、必ずしも大学教員を志す学生のみに限らないということである。省令改正における参照資料とされている「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿(審議まとめ)」では、博士後期課程の学生を対象とした背景として、「大学院において高度な学問を修める者は、修了後に直ちに大学教員とならない場合であって

また、海外での研究蓄積から推察されるように、大学院生の教育経験がプレFDに秘められて

いる可能性は、単に大学教員としての教育能力向上のみに留まらない。これらの知見を踏まえて各大学の担当者が、プレFDを研究やキャリア等へ伝えられている。研究能力やキャリアなど、今まで以上に大学の期待を寄せられている。

「プレFDの努力義務化を振り返る」 前述の通り、大学院設置基準の一部改正による「プレFDの努力義務化」は、各大学院におけるプレFDの普及を促す法的根拠となった。具体的には第42条の2において、プレFDは「博士後期課程の学生が修了後自らが必要とする学識を授受するための機会」として定められた(文部科学省2019)。

ここで重要となるのは、本条文で想定されているプレFDの対象は、必ずしも大学教員を志す学生のみに限らないということである。省令改正における参照資料とされている「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿(審議まとめ)」では、博士後期課程の学生を対象とした背景として、「大学院において高度な学問を修める者は、修了後に直ちに大学教員とならない場合であって

さらに本改正の留意事項では、プレFDの具体的な内容は、大学教員としての教育活動に留まらない幅広い機会が想定されていることがわかる。そして、プレFDの対象となるのは「博士後期課程の学生全体」であり、修了後に民間企業・官公庁・NPO等の高等教育機関以外に勤める学生も想定されている。

また、海外での研究蓄積から推察されるように、大学院生の教育経験がプレFDに秘められて

「プレFDの努力義務化を振り返る」 前述の通り、大学院設置基準の一部改正による「プレFDの努力義務化」は、各大学院におけるプレFDの普及を促す法的根拠となった。具体的には第42条の2において、プレFDは「博士後期課程の学生が修了後自らが必要とする学識を授受するための機会」として定められた(文部科学省2019)。

ここで重要となるのは、本条文で想定されているプレFDの対象は、必ずしも大学教員を志す学生のみに限らないということである。省令改正における参照資料とされている「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿(審議まとめ)」では、博士後期課程の学生を対象とした背景として、「大学院において高度な学問を修める者は、修了後に直ちに大学教員とならない場合であって

また、海外での研究蓄積から推察されるように、大学院生の教育経験がプレFDに秘められて

いる可能性は、単に大学教員としての教育能力向上のみに留まらない。これらの知見を踏まえて各大学の担当者が、プレFDを研究やキャリア等へ伝えられている。研究能力やキャリアなど、今まで以上に大学の期待を寄せられている。

「プレFDの努力義務化を振り返る」 前述の通り、大学院設置基準の一部改正による「プレFDの努力義務化」は、各大学院におけるプレFDの普及を促す法的根拠となった。具体的には第42条の2において、プレFDは「博士後期課程の学生が修了後自らが必要とする学識を授受するための機会」として定められた(文部科学省2019)。

ここで重要となるのは、本条文で想定されているプレFDの対象は、必ずしも大学教員を志す学生のみに限らないということである。省令改正における参照資料とされている「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿(審議まとめ)」では、博士後期課程の学生を対象とした背景として、「大学院において高度な学問を修める者は、修了後に直ちに大学教員とならない場合であって

さらに本改正の留意事項では、プレFDの具体的な内容は、大学教員としての教育活動に留まらない幅広い機会が想定されていることがわかる。そして、プレFDの対象となるのは「博士後期課程の学生全体」であり、修了後に民間企業・官公庁・NPO等の高等教育機関以外に勤める学生も想定されている。

また、海外での研究蓄積から推察されるように、大学院生の教育経験がプレFDに秘められて